

第2カントリービル青梅 居宅介護支援事業所 重要事項説明書（別紙）

令和6年4月の介護報酬改定に伴う居宅介護支援の提供にあたっての内容変更について、次のとおり変更事項を説明します。

重要事項説明書の「利用料」を次のとおり変更します。

◆ 利用料

居宅介護支援に係る利用料については、下表のとおりとしますが、介護保険制度から全額が給付されるため、原則としてあなた自身の負担はありません。

ただし、あなたの介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額をあなたに負担していただくこととなります。

居宅介護支援重要事項説明書【利用料金】

（居宅介護支援利用料）

① 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護 1・2	<u>12,000 円</u>	要介護 3・4・5	<u>15,591 円</u>
---------	-----------------	-----------	-----------------

② 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2	<u>6,011 円</u>	要介護 3・4・5	<u>7,779 円</u>
---------	----------------	-----------	----------------

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2	<u>3,602 円</u>	要介護 3・4・5	<u>4,663 円</u>
---------	----------------	-----------	----------------

④ 加算を算定した場合

初回加算 1 ヶ月につき 3,315 円

入院時情報連携加算（Ⅰ） 1 ヶ月につき 2,762 円

入院時情報連携加算（Ⅱ） 1 ヶ月につき 2,210 円

退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 4,972 円

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,630 円

退院・退所加算（Ⅱ）イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,630 円

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 8,287 円

退院・退所加算（Ⅲ） 入院または入所期間中 1 回を限度に 9,945 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1 ヶ月につき 2,210 円

通院時情報連携加算 1 ヶ月につき 552 円

・ 第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	
2 なし		

年 月 日

居宅介護支援の提供にあたっての重要事項の変更について、利用者に対して本書面に基づいて説明し、交付しました。

【事業者】 所在地 東京都青梅市長淵1丁目939番地1
法人名 社会福祉法人 長淵福社会
代表者 理事長 小嶋 誠治 印

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援の提供にあたっての重要事項の変更について説明を受け、同意しました。

【利用者】 住所 _____
氏名 _____ (印)

【署名代行者】 住所 _____
氏名 _____ (印)